

## 殖産興業政策としての博覧会・共進会の意義\*

—その普及促進機能の評価—

清 川 雪 彦

## はじめに

明治の初期以来、全国各地で博覧会・共進会がきわめて頻繁に開かれたことは、よく知られた事実である。しかも特に内国勸業博覧会や府県聯合共進会の開催は、今日の我々が想像する以上にはるかに重要な経済的意味を持ち、ほとんど国家的な行事ないしは農商務省の最重要政策の1つであったといっても決して過言ではない程、大きな意義を有していたと考えられるのである。

だがそうした重要性ないし著しい経済効果にも拘らず、これまでのところ博覧会や共進会の問題を、経済政策あるいは経済発展を促進する1つの社会経済制度の問題として正面から分析した先行業績は、驚くほど少ないといわざるをえないのである。恐らくその理由の1つとしては、博覧会や共進会の経済的効果をどう捉えるかという非常に難しい問題が、そこには介在していたことも指摘される必要があろう。それゆえにまたそれと関連して、金融政策や財政政策あるいは官営模範工場の設立といった具体的な技術導入政策などの直接的な政策に比べ、どうしてもその効果は過小に評価されがちとなり、看過軽視されてきた側面も否定しえないと思われる。

しかし明治期来の日本の工業化の問題を考える際に、その民間側からの反応とりわけ政府の勸業政策を広く大衆的に支えた側面をも明らかにするうえで、この博覧会・共進会の意義は、どうしても避けて通ることの出来

ない緊要な研究課題であるといわざるをえない。そこで今我々は、効果の測定という面に多少の問題を残すとはいえ、博覧会・共進会の本質的意義は、その技術知識・情報の普及促進機能にあると捉えることによって、日本の技術発展に対して果たした博覧会・共進会の意義を、若干なりとも明らかにしておきたいと考える。

なおその場合分析の対象期間としては、比較的情報の量が多く且つまた博覧会・共進会の相対的重要性の高かった明治期に考察を限定し、その時代において有していた意義や役割について、1つの総合的評価を下すことを試みる。

またそれらの分析に利用する資料としては、各種博覧会・共進会の事務当局によってまとめられた報告書に加え、農商務省派遣の審査官による『審査復命書』等にも依拠する一方、その数量的側面の把握は『農商務統計表』による。しかし前者はマイクロレベルの、また後者は集計済みのマクロ・データであるがゆえ、両者の間隙を少しでも埋めるべく可能な限り各府県の『勸業年報』等により、両者の照合と連結の作業を背後で行った。

以下まず第I節で、政府による博覧会・共進会は、その殖産興業政策の一環として如何なる意味が付与され、且つまた特質を有していたのかが確認される(I-A)。次いでそうした中央政府の政策に対して、各府県や民間はどのように反応したのかという視点から、博覧会・共進会の全体的動向と各府県の特徴が考察されよう(I-B)。また第II節では、博覧会・共進会の2大機能ともいふべき評価機能と公示効果が、2つの典型的商品の事例を通して分析され、その普及促進機能の具体的形態が明らかにされる(II-A)。そして最後に、明治期の技術発展に対して果たした博覧会・共進会の役割が、特許発明活動との比較において評価されるであろう(II-B)。

## I 博覧会・共進会の殖産興業的意義とその急速な展開

I-A 殖産興業政策の一環としての博覧会・共進会  
政府による博覧会・共進会の開設

1. 明治6(1873)年、維新政府は50万円の巨費を投じ、

\* 本稿の準備過程で、膨大な非体系的資料を整理するに当たり、当研究所の統計室(田口礼子氏ほか)より多大な助力を得た。また資料の所在調査に際しては、常川静子・宮地幹夫の両氏より多くの協力を得た。さらに本研究をまとめるに当たり、森社会工学会奨励金より助成を受けた。以上併せて謝意を表したい。

1) 土屋喬雄は例外的に、早くからこの問題に着目していた。土屋喬雄『明治前期経済史研究(第1巻)』(日本評論社 昭和19年)第2章および第3章。他に我妻東策「国会開設前後の農政(上)(完)」『農業経済研究』第3巻第1~2号(昭和12年)や武部善人『明治前期産業論』(ミネルヴァ書房 昭和48年)などでも、博覧会や共進会の役割が注目されている。

総勢 70 余名の派遣団を組んでウィーンの万国博覧会に参加した<sup>2)</sup>。そしてその出発に先立ち、工部大丞佐野常民は、明治 10 年に東京で大規模な博覧会を開くべく、すぐにも準備に入ることを建言している<sup>3)</sup>。すなわちそのことは言い換えれば、第 1 回内国勸業博覧会のモデルが、ウィーン万国博にあったことを意味していた。事実、博覧会の諸規則や機械館の設置等々は、ウィーン万国博に範をとったものであったといわれる。

また明治 10 年には、太政官布告(第 88 号)により、足掛け 5 年目毎に内国博を開くことが決定され、その第 2 回目(明治 14 年)に、やはり東京で開催されている。第 2 回目は、西南の役直後にも拘らず強行開催された第 1 回に比べ、その出品人員や来観者数・経費等々の点(第 1 表参照)において、第 1 回目の規模をはるかに上回り、ここに内国勸業博覧会は軌道に乗ったといえよう。

そうした博覧会の経済的意義は、万国博を体験した佐野常民や田中芳夫・大久保利通らをはじめ、多くの政府首脳により十分熟知されていたがゆえ、政府は直ちに博覧会を殖産興業政策の基本的柱の 1 つとして採用するに到ったといえる。つまり博覧会は、あくまでも勸業のための博覧会であり、経済博覧会であったのである。そのことは、来観者に対する注意事項においてもよく表われており、博覧会は「戯玩ノ場ヲ設ケテ遊覧ノ具」とするためではなく、観る者は製造の巧拙や性能の良否、価格の高低等々によく注意し、展示品を比較観察すべきであるとまでいっている<sup>4)</sup>。

すなわち博覧会は、「出品者ヲシテ優劣相競……[ワ]シムルノミナラス、実物的の廣告ノ利ヲ収メテ製品ノ販路ヲ拓ムルコトヲ得セシメ、審査ノ結果褒賞ヲ獲テ名誉ヲ博シ……、更ニ観覧者ヲシテ最モ完備セル百般ノ標品ヲ寓目シテ格致ノ益ヲ享ケ、興殖ノ念ヲ厚クセシム」(読点は筆者)の効果を有し<sup>5)</sup>、延いては技術の進歩を助け物産貿易の利益を拡大するがゆえ、政府はそれを開設したのであった。

2. 他方、勸農局長の松方正義は、明治 12(1879)年バリの万国博を視察した際、フランスの農産競争会(コンク

ール)制度に深く感銘をうけ、帰国後直ちに我国でも同様な共進会制度を敷設するに到った<sup>6)</sup>。そして今我々は、その濫觴を明治 12 年横浜に開設された製茶共進会ならびに生糸繭共進会に見ることが出来る。

また翌 13 年には、大阪で綿糖共進会が開かれ、ここに 2 大輸出品たる生糸と茶、ならびに 2 大輸入品の棉花と砂糖の全国的規模の審査品評会がもたれたのであった。なお製茶および生糸繭の共進会では、短時日の準備期間にも拘らず、全国の 40 県近くからそれぞれ約 1 千名前後の出品(会期は各 1 ヶ月)が、また綿糖共進会でも、ほぼ全国の各府県から 7 千名を超える出品者(会期 50 日)をみている<sup>7)</sup>。

こうした共進会創設の主旨も、やはり「国内著名ノ物産……ヲ一場ニ集メ、其業ニ熟練シテ名望アルモノヲ各地ニ撰ビ、之ヲ審査委員ニ挙ケ、……各物毎ニ其性質効用ニ由リ、細カニ節目ヲ設ケテ之ヲ審査シ、又平素該業ニ就テ主唱發明改良或ハ業務拡張ノ功績ヲモ併セテ調査シ、其拔群ナル有功者ハ之ヲ表スルニ褒賞ヲ以テシ、当業者……相共ニ殖産改良ヲ競ヒ、国民ヲシテ知ラス識ラス増進ノ域ニ至ラシムル」(読点は筆者)とところにあったから<sup>8)</sup>、その本質的な機能は何ら博覧会と異なるところはなかったといってもよい。

たゞあえていえば、博覧会が先端的な商品や高級品の展示・観覧(通常有料)にやゝ力点を置いていたのに対し、共進会の場合には、参加者間の競争や褒賞・出品物の販売等により大きな主眼があったともいえる。従って褒賞品も、博覧会では賞杯や褒状のみであったのに対し、共進会の場合には現金や物品が与えられるのが常であった。しかしその他出品物の範囲や規模・出品地域・開催期間等々については、その後全国各地で開催された博覧会や共進会をみる時、実に種々様々なものがあり、両者を截然と区別する特質は存在しなかったといつてよいであろう。

3. その後明治 18 年までに、政府は 2 度目の内国博に続き、16 年には会期 100 日間の水産博覧会を東京で開催している。当時水産物は、生糸や茶に次ぐ主要な輸出品であったこともあり、1 万余名の出品者に加え、20 万人

2) 日本は慶応 3(1867)年のパリ博にも参加しているが、明治政府としてはこれが初の参加。なお佐野常民や田中芳夫は、前回は参加している。

3) 日本科学史学会(編)『日本科学技術史大系 第 1 巻通史 1』(第 1 法規出版 昭和 39 年)271 頁に再録。

4) 内国勸業博覧会事務局(編)『内国勸業博覧会場案内 改訂増補』(同事務局 明治 10 年)1~4 頁。

5) 農商務省(編)『第 5 回内国勸業博覧会事務報告』(同省 明治 37 年)上-1 頁。

6) 勸農局・商務局(編)『明治 12 年共進会報告 共進会創設主旨』(有隣堂 明治 13 年)。

7) 詳しくは、勸農局・商務局(編)『明治 12 年共進会 製茶審査報告第 1 号』(有隣堂 明治 12 年)および同局(編)『明治 12 年共進会 繭糸審査報告第 1 号』(有隣堂 明治 12 年)、同局(編)『明治 13 年綿糖共進会報告 第 6 号』(有隣堂 明治 13 年)などを参照のこと。

8) 前掲『明治 12 年共進会報告 共進会創設主旨』2~3 頁。

をも超す来観者数があったということは、やはり注目に値しよう。

他方政府主催の共進会としては、明治15年に東京で米麦大豆煙草菜種及山林共進会が、また16年には第2回目の製茶共進会が神戸で開催されている。前者には3万4千点の出品が、また後者には第1回の3.7倍にも当たる4千4百点の出品があったこと等からも窺われるように、共進会の意義は着実に全国各地に浸透しつつあったといえよう。そして明治18年は、本来ならば第3回目の内国博が開かれるはずの年であったが、緊縮財政下の不況や時機未熟ということで延期(16年の太政官布達第26号)となり、代りに繭糸織物陶漆器共進会が東京で開催された。これは結果的に、政府主催の最後の共進会となったものであるが、80日間の会期を擁し、2万2千点の出品と16万3千名の来観者数を誇る当時としては大規模な共進会であった。加えてその報告書は、明治10年来の各製品の品質改善状況や需要動向などを総括しており<sup>9)</sup>、そこにも我々は政府による殖産興業政策としての博覧会・共進会が、一定の役割を果し始めていたことを読みとることが出来る。

こうして政府は、明治18年までに3つの博覧会と8つの共進会(2度の絵画共進会を含む)を開催したが、それは同時に各府県や民間に対し、博覧会および共進会のモデルを提示するという重要な意味をも兼ね備えていたことが看過されてはならない。事実明治15~16年以降、政府の奨励に応じ全国各地で博覧会・共進会が頻繁に開催され始める(第1図参照)が、それらはいずれも政府によって示された基本的なパターンないし機能的要件を満たすものであったといつてよい。そこで次に、そうした共通の形態的特徴を簡単に確認しておこう。

### 博覧会・共進会の基本的な形態と機能

1. 博覧会や共進会の本質的機能の1つは、その出品物に対し評価を下すことに在ったことは、いうまでもない。しかもその評価は、各製品や生産物毎に審査項目や配点などを細く規定した審査例規に基づいてなされるのが通例であり、且つその審査例規は、きわめて早い時期からすでに全国的にほぼ統一されていたことが知られる。

例えば繭でいえば、明治13年大分県開催の蚕繭共進会における繭の審査例規は、翌14年の神奈川八王子の繭生糸織物聯合共進会におけるそれとほぼ同一であ

り<sup>10)</sup>、また生糸についても、後者のそれは、同年静岡で開催された綿糖生糸繭茶聯合共進会の生糸審査例規と、1項目を除いて完全に同じであったことが知られる<sup>11)</sup>。すなわちその頃全国各地で陸続と共進会が開かれ始めたが、そこでの審査は、いずれも基本的に先の横浜(茶・生糸繭)・大阪(綿糖)の共進会あるいは内国勸業博覧会の審査規定をモデルとし<sup>12)</sup>、それらに忠実に準じた形で行われていたと判断されるのである。

審査は一般に、鑑定と調査の2つの部分より成っていた。例えば鑑定は、生糸の場合、束装や絡交・色沢などに関する肉眼鑑定のほか、織度や顎節・切断数・強力伸度などを測定する器械鑑定もまたすでに導入されていたことが注目される<sup>13)</sup>。他方調査は、出品者が提出する申告書に基づき、生産量や需要条件への適否あるいは発明・普及への貢献度などを評価するものであったが、とりわけ発明・普及の項目に対する配点は大きく<sup>14)</sup>、如何にその側面が重視されていたかが知られよう。また需要条件への適否は、主に輸出や輸入代替の可能性を検討評価するものであったが、申告された価格水準に対する評価(鑑定項目の1つ)とも併せて<sup>15)</sup>、出品物の経済性ないし市場競争力という側面が、博覧会や共進会でも十分に意識されていたということは、注目に値しよう。いずれにせよ、このような明文化された審査例規を制定し、全国的にほぼ共通な審査項目や基準を明確化することは<sup>16)</sup>、

10) 大分県勸業課(編)『大分県勸業第4回年報 明治13年』(同県 明治15年)61~64頁。14年には、もう1歩近くなる。神奈川県勸業課(編)『繭生糸織物聯合共進会報告』[同県 明治15年]19~25頁。

11) 前掲『繭生糸織物聯合共進会報告』25~33頁。三重県・愛知県・静岡県・山梨県(編)『綿糖生糸繭茶聯合共進会報告 第1号』[同県 明治14年]59~66頁。

12) 例えば1使4県聯合米繭共進会(明治14年)の米や、先の繭生糸織物聯合共進会(明治14年)の織物などに関する審査例規は、内国博のそれによっていたと思われる。概要は、第4回内国勸業博覧会事務局(編)『第4回内国勸業博覧会事務報告』(同局 明治29年)284~91頁などから窺われる。

13) 審査用の検査器具が入用な場合、農商務省も貸し出していたことが知られる。例えば農商務省(編)『農商務省第7回報告 明治20年』(同省 [明治21年])104頁など、但し前掲『明治前期産業発達史資料』別冊17-(5)に拠る。

14) 最高200点までが配点され、他の審査項目の4~7倍に相当した。

15) 例えば生糸の場合には、共進会開始日の横浜市場の値段と比較考量される規則になっていた。

16) こうした審査例規は、後に他の団体によってもつくられ、例えば生糸では大日本蚕糸会が「品評会審査

9) 農務局・工務局(編)『繭糸織物陶漆器共進会審査報告 第1~4区』(有隣堂 明治18年)、ただし『明治前期産業発達史資料』第10集(1)~(4)(明治文献資料刊行会 昭和39年)に再録されたものに拠った。

生産物市場の同質化や競争を促進するうえできわめて大きな役割を果たしていたと我々は判断する。

以上のような審査に基づき各出品物は評価を受け、優れたものには褒賞が与えられた。ただし共進会における褒賞金額については、会の規模や財政状態によって大きく異なるため、一律に論ずることは困難であるが<sup>17)</sup>、少なくとも各共進会における1~2等の賞は、それぞれの出品圏内で十分な出品を促すのに足るだけの金額であったといつてよいように思われる。

2. 博覧会や共進会では、審査とは関係のない参考品もまた多数展示されるのが常であった。その内容は、会の性格や規模により様々であったが、内国博などでは、万国博で購入した物品のほか、諸官庁の輸入機械や官営模範工場で生産された機械や製品などが主要な位置を占めていた<sup>18)</sup>。また聯合共進会では、農商務省などからの貸与物品の展示に加え、各府県が所有する機械や特産品の見本等が多数出品されている<sup>19)</sup>。こうした参考品は、通常いずれも新鋭の機械や検査用の器具、あるいは斬新な外国製意匠の見本帖などであったから、それぞれ関係の生産者にとっては、大きな啓蒙的意義を持つものであったと思われる。

また共進会では参考品の1つとして、関連官庁により統計諸表が出品されるのも慣例であった。例えば聯合共進会では県レベルの、県の共進会では郡の、郡の共進会では村レベルの生産統計が出品され、情報が交換された。

例規」を制定(大正6年)し、全国的に統一されていった。

17) 例えば明治12年の製茶共進会では、1等100円、2等30円……4等5円であったのに対し、1使4県聯合米繭共進会(明治14年)では、1等70円、2等40円……6等3.5円、第2回関西聯合共進会(明治19年)では、1等30円、2等20円……6等2円、同第5回(明治27年)では、1等25円、2等15円……6等1円などと、出品者数・受賞者数の増加とともに、賞金額は逆に低下傾向を示していた。なお郡や村レベルの共進会での賞金額は、ごく小額であり、農具や寒暖計など賞品の場合も多かった。各府県の『勸業年報』や『勸業統計報告』、『農工商統計表』などを参照のこと。

18) 詳しくは、第3回内国勸業博覧会事務局(編)『第3回内国勸業博覧会事務報告』(同局 明治24年)および前掲『第5回内国勸業博覧会事務報告』などの参考館の項を参照のこと。

19) 初期については、前掲の『農商務卿(省)報告』(第7回頃まで)が詳しい。また第2~4回関西聯合共進会報告書(前掲『明治前期産業発達史資料』の補巻86・87・89に再録)の参考品目録などからも、その内容が十分に窺われる。なお参考品の重要性については、大日本水産会(編)『水産共進会報告 水産講話会紀事並列品解説』(同会 明治20年)1~4頁を参照のこと。

それはちょうど第1回内国博を契機に、『明治10年府県勸業着手概況』が編纂された如く、各共進会を機会に地方の統計業務が、少しずつ整備されてゆくのに大きく役立つことは想像に難くない。

他方博覧会や共進会では、多くの場合その会期中に集談会なるものが開かれた。すなわちそれは、出品者のうちよりとりわけ経験が豊富でかつ先進的な技術を有する者が選ばれ、相互に生産上の経験を交換し、互いの技術を学ぶ貴重な情報交換の場であった。もとよりそれは、新しい生産方法や新品種などが普及する恰好の機会であったが、同時に第2回内国博の時の農談会(全国の老農120人が参加)が、大日本農会を結成する契機となったように、各地で開かれた共進会に際しての集談会は、同業組合を結成する主要な契機となっていたことが、決して看過されてはならないのである。

なお集談会は、明治12年の製茶共進会の際に開かれたものをもって嚆矢とするが、その後直ちに一般化し、一時期はほとんど共進会の1つの構成要件のようにまできていた。また明治18年の繭糸織物陶漆器共進会の折、初めて審査官に審査講評を聞く講話会がもたれ、以後大きな共進会ではほとんど講話会が開かれるようになった。それというのも審査結果の詳しい講評を受け、将来への改良指針をうるからこそ、共進会の大きな目的の1つであったからである。

3. 以上のような博覧会・共進会のもつ形態的特徴をみる時、そこに我々は次のような2つの本質的機能を見出すことが出来る。すなわち1つには、出品物に対して審査と評価を行い、それを通じて出品者間の競争を促し、延いては品質の全体的な向上や生産方法の改善を実現する機能である。これを今我々は、博覧会・共進会の評価機能と呼ぶことにする。

また2つには、出品物や参考品の展示を通して、製品・生産物に体化されている技術情報を縦覧者および出品者相互間に拡散しかつ共有化させることによって、市場の形成・拡大を図る機能である。そこには公告機能と宣伝広告効果の双方が含まれているが、ここでは併せて公示効果と呼ぼう。例えば新しい機械などの場合、後述するように、特許制度が成立する以前には前者の意味合いが、また成立後には後者の側面が強かったといえよう。なお技術情報の共有化は、すでにも言及した如く、展示のみならず審査例規の共通化や同業組合・農会の組織化あるいは集談会の開催等々によっても強化促進されたことはいふまでもない。

ところで以上のような2つの博覧会・共進会の機能は、

ともに製品や生産物に体化されている技術情報ないしはその背後に存在する技術知識の普及伝播を通じてのみ実現されうるものである。それゆえその意味では、博覧会・共進会の本質的機能は、技術知識・情報の普及促進機能に他ならなかったといってもよいのである。そして今我々が本稿において、博覧会・共進会の経済的意義を捉える場合、その基本的視点もまたそこに据えられているのである。

### 相互連結体としての博覧会・共進会

1. 農商務省(14年以前は内務省)が、博覧会・共進会を殖産興業政策の主要な柱の1つと考えていたことはほぼ疑いない。それというのも、1つには、その開催には常に高い優先権が与えられていたからである。つまり万国博との関連で開催年度に変更が加えられることはあっても、騒乱や戦争・不況などの政治経済的事由によって、その開催が直前に中止されたり延期されたりすることは、ほとんどなかったといえよう。

また2つには、聯合共進会はもとより1地方の共進会に到るまで、可能な限り農商務省はその協力を惜しまなかったところにも、それは現われていよう。すなわち聯合共進会に対しては、農商務省より(1)褒賞金が全額下附されたほか<sup>20)</sup>、(2)審査長・審査官の派遣が規定されていたが、それだけに留まらず、褒賞授与のためわざわざ高官が式典へしばしば出席するほどの支援協力体制であった。

例えば、石川・福井県聯合繭糸麻共進会(明治15年)には農商務大輔が、また福島県伊達郡の繭生糸蚕種織物真綿共進会(明治19年)には農商務課長が出席しているだけでなく、民[開闢]設の共進会にも協力を惜しまなかった。すなわち明治22年有志によって開かれた東京共進会には、4名の審査官を派遣したうえ、幹事長や幹事までを引き受けたほか、埼玉県精業舎の繭共進会(明治28年)の褒賞授与式には、時の農商務大臣が出席する等幾多の例が指摘される。

こうした農商務省の姿勢は、地方の殖産興業政策を非常に重要視していたことの表われに他ならない。それというのも、とくに在来産業の育成やその競争力の強化には、全国各地の末端組織からの協力なくしては、およそ実現が不可能であったからである。しかしだからといって我々は、博覧会・共進会政策が在来産業の発展のみを

主眼とした政策であるとか、工部省型の政策から在来産業重視の内務省型政策への転換を体現した勸業政策であると考えているわけではない<sup>21)</sup>。むしろ逆に、万国博で実現した近代技術の導入や官営模範工場制度の普及をも意識した近代工業部門と在来産業部門の総合的な発展ないしは相互補完的な発展を目指した長期的な殖産興業政策であったと理解している。

2. 従ってまたそれは、単発的にその効果が云々されるべきではなく、一連の博覧会・共進会システムあるいはネットワークとして、長期的な視点から評価されるべきであろう。事実、万国博と内国博あるいは共進会・品評会は相互に緊密に結びついていたのであった<sup>22)</sup>。例えば内国博が開かれる前年や前々年には、各地でその出品準備のための共進会が数多く開かれ<sup>23)</sup>、また聯合共進会の開催に際しても、しばしば地域の品評会での審査・選別を経たものが出品されている<sup>24)</sup>。

他方すでにも触れたように、万国博で購入されたものが、内国博に参考品として展示されたり、あるいはそこでの実見が内国博における審査に際して、助言として生かされることもあった<sup>25)</sup>。そして逆に、万国博へ出品すべくその出品物を取捨選択するための共進会・品評会が組織されたりもした。また博覧会や共進会での審査は、過去のそれと強い連続性を持っていただけでなく、他の共進会の審査結果をも勘案していたことが審査講評などから読みとられよう<sup>26)</sup>。つまり様々な意味で、博覧会・

21) もとより品川弥次郎や前田正名らの主張に基づくそうした見解も十分に承知してはいるが、ここではもう少し違った立場に立つ。

22) 品評会(競争会・物産会等々類似のものも含む)の機能もまた、本質的に共進会のそれと同じであると考えるべき。ただ品評会は、通常郡レベルまでの規模で開催されることが多く、従ってその出品物の種類も比較的限定されていたといえる。

23) 例えば大阪府西成郡役所(編)『西成郡史』(同所大正4年)1166-67, 1188-89, 1235-36頁などを参照のこと。

24) 農商務大臣官房秘書課(編)『第4回東海農区5県聯合共進会審査復命書』(同課 明治32年)16-17頁などからもそれは窺われる。

25) 例えば内国勸業博覧会事務局(編)『明治10年内国勸業博覧会報告 機械』(同局 明治11年)67-68頁および農商務省博覧会掛(編)『明治14年第2回内国勸業博覧会報告書 第4区』(同掛 明治16年)43-44頁などを参照のこと。

26) 例えば[兵庫県勸業課(編)』『兵庫県蚕糸業組合聯合第1回繭糸共進会報告』(同課 明治20年)や島根県・鳥取県(編)『島根鳥取両県聯合繭生糸共進会報告』(同県 明治21年)などにそれは見られる。

20) 例えば新潟・石川・富山・山形4県聯合共進会(明治17年)の場合であれば、817円の諸経費に対し褒賞金用資金1,922円が下附され、その金額は決して小さくはなかった。

第1表 内国勸業博覧会概要

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	東京勸業博
1)開催年	明治10年	明治14年	明治23年	明治28年	明治36年	明治40年
2)開催地	東京・上野	東京・上野	東京・上野	京都・岡崎	大阪・天王寺	東京・上野
3)開会日数	112	122	122	122	153	134
4)出品点数	84,352	331,169	167,066	169,098	276,719	107,899
5)出品人員	16,174	31,239	77,432	73,781	130,416	17,330
6)縦覧人員	454,168	822,395	1,023,693	1,136,695	5,305,209	6,802,768
7)列品館坪数	3,013	7,563	9,569	8,744	16,506	5,812
8)総経費(円)	106,875	276,350	486,148	377,256	1,066,611	1,110,000

資料出所：第1回～5回内国勸業博覧会、『第5回内国勸業博覧会事務報告(上)』8～9頁。東京勸業博覧会、山本光雄『日本博覧会史』(理想社、昭和48年)、60～62頁。

共進会は相互に1つのネットワークとして連結されていたのであり、従ってその効果もまた総体的かつ長期的な観点から捉えられる必要がある。そこで次に我々は、博覧会・共進会の全体像をうける意味で、その量的発展の側面を確認しておきたい。

### I-B 博覧会・共進会の活発化

#### 初期の博覧会と内国博の展開

1. 博覧会に関していえば、実は明治10年の内国博は、必ずしも本邦初の博覧会ではなかった。すなわち明治4年には、すでに早くも京都で京都博覧会が開かれ、以後毎年18年まで継続的に開催されることとなる。また同じ4年には名古屋で、翌5年には金沢や和歌山、会津、福井でも開かれている<sup>27)</sup>。

なお明治9年以降の動向は、『内務省(卿)年報』や『農商務卿(省)報告』などによってかなり包括的に知られるが、それによれば明治17～18年頃まで、平均年10回前後の博覧会が全国各地の様々な都市で開かれている。しかし明治15～16年頃を境に共進会の開催が急激に増加するにつれ、こうした地方の博覧会もまた次第に共進会の名称と形態をとるようになる。

言い換えれば、それだけ参加や競争あるいは褒賞授与等々に力点が置かれるようになったともいえるが、すでも指摘した如く、博覧会もまた単に展示だけではなく、審査品評の機能を備えていたがゆえ<sup>28)</sup>、本質的には

27) 初期の博覧会については、京都博覧協会(編)『京都博覧会沿革誌』(同会 明治36年)や田中芳夫「第5回内国勸業博覧会」『大日本農會報』第247号(明治35年3月)53～54頁、原田忠信「明治期における勸業博覧会」『ビジネス レビュー』第28巻第3号、昭和55年12月などを参照のこと。ただし詳細は、京都博覧会以外は不明。

28) なお京都博覧で評価機能が確立するのは、第4回(明治8年)以降のことである。前掲『京都博覧会沿革

あまり変わるところはなかったといつてよい。むしろここでは、物産会や本草会あるいは稲や芋の競争会などの伝統もあり、比較的早くからそうした博覧会や共進会を受け入れる素地が出来ていたことに留意しておけば十分であろう。そして再び博覧会の活発化が見られる

ようになるのは、明治40年頃以降のことであり、とりわけ昭和初期には夥しい数の博覧会が開催されるに到る。

2. 他方内国勸業博覧会は、地方の博覧会とは異なり、万国博や各地の共進会・品評会等を連結・統合する結節点としての重要な役割をも担っていた。例えばいま博覧会の開催時期や場所が決定され、事務局の官制や博覧会規則が公布(3年前)されると、各府県はほぼ2年前から出品の準備にとりかゝる。すなわちまずそのための特別委員会を結成し、各委員は郡や市に赴き、博覧会規則や出品主心得などを配布して説明会を開き、当業者に対しては出品を促す一方、共進会や品評会の開催などを奨励する。他方また県は出品のための特別予算を計上し、開催地に事務所をかまえて出品物の輸送や展示・監視等々に責任をもつとともに、会期中は出品人の代表を交互に上京させるなど、内国博は各府県にとってもまた一大行事であったのである<sup>29)</sup>。

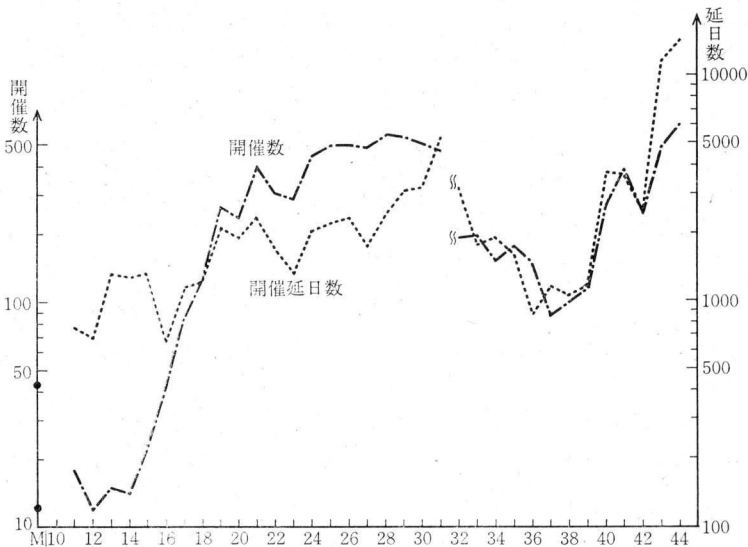
このような全国をあげての内国勸業博覧会は、回を重ねるにつれ、展示内容も高度化しかつ多様化していったことが知られる。今第1表にも示されている如く、第2回から第3回へまた第4回から第5回にかけて、規模が一段と拡大している<sup>30)</sup>。たゞその開催年は万国博への参加によって左右され、明治22(1889)年のパリ万国博や26(1893)年のシカゴ・コロムブス世界博あるいは33(1900)年のパリ万国博などへの参加により、内国博の開催が1～3年ほど(第1表参照)繰り下げられたのであった。しかしそのことは逆にいえば、内国勸業博覧会が様々な意

誌』83～85頁。

29) 例えば宮城県(編)『明治27年宮城県勸業報告』(同県 明治28年)205頁や、同明治28年版(明治29年)16～17頁、あるいは千葉県(編)『千葉県勸業年報第12回』(同県 明治36年)11頁などのほか、前掲『第3回内国勸業博覧会事務報告』1～14頁も参照のこと。

30) なお第2回の出品点数は、数え方がやや異なり、実質は第3回の方が多かったといわれる。

第1図 共進会開催数の推移



注 1) 地方博や品評会等も含む。

2) 明治32年～44年には、町村レベルのものは含まれず。

3) 後年、集計値が訂正された場合も含め、当該年次の資料の数値を採用。

資料出所：明治9年～13年、内務省『内務省(卿)年報』但し復刻版『内務省年報・報告書』(第2,7,9巻)に拠る；

明治14年～18年、農商務省『農商務卿(省)報告』(第1～5回)；

明治19年～44年、農商務省『農商務統計表』(第2～28次、第4,9次を除く)。

味で万国博と連結されていたことを含意していたのである。

他方第3回の内国博開催に当っては、アジア博の構想や貿易館を設け外国からの出品を展示する構想もあったが、いずれも実現せず、たゞ後者のみは後に第5回内国博の参考館として実現するに到る。確かに内国勸業博覧会は、在日領事館や居留地内の貿易商達からはある程度注目されていないこともなかったが<sup>31)</sup>、まだ国際的な見本市としては全く不十分であり、主眼はもとより国内在来技術の改良普及や、近代欧米技術の導入・模倣などにおかれていたことはいうまでもない。

その意味では、全国的規模の内国博はわずか5回開かれたにすぎなかったが、末端に到るまで共進会や品評会

31) 例えばドイツ総領事館は、すでに第2回内国博に注目していたことが知られる。玉城肇『現代日本産業発達史 29 総論(上)』(交詢社 昭和42年)334-35頁。他方各『内国勸業博覧会事務報告』には、出品物の内外国人別売却先統計があり、外国人が何に興味をもっていたのが知られる。因に機械類が、彼らに売れることはまずなかった。

を組織し、十分にその機能を果たしていたといつてよい。そして明治36年以降は、内国博化しつつあった聯合共進会や東京勸業博あるいは東京大正博などに代表される種々の博覧会にその機能は分化され、且つより専門化した形で大正期以降も博覧会は、重要な普及促進機能を果たし続けたといつてよいであろう。

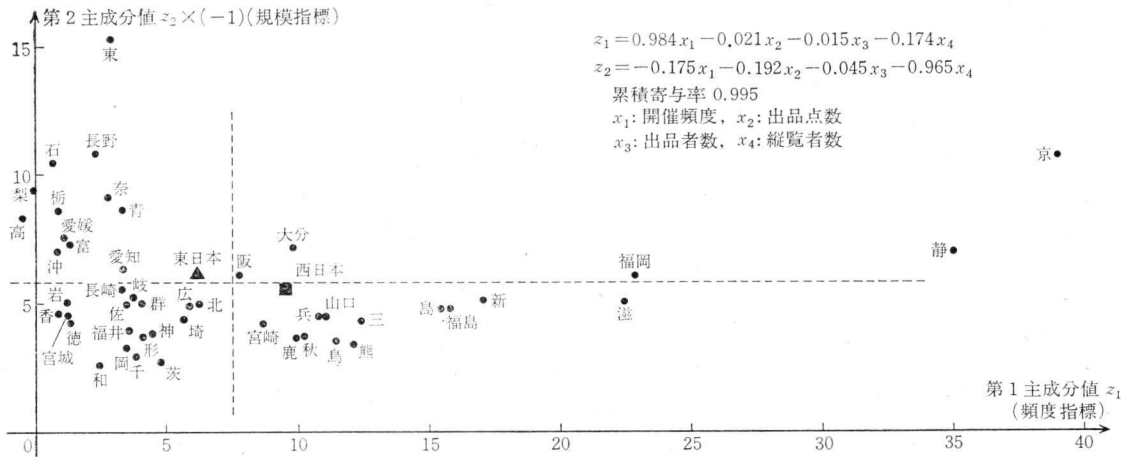
### 共進会・品評会の活発化と各府県の動向

1. 明治12年政府により初めての共進会が開かれて以来、この共進会制度はたちまちにして全国各地に普及するところとなり、18～19年頃までには完全に定着していたと思われる。そもそも13年には、早くも大分や石川、長野などで繭や生糸、茶、織物などの共進会が開かれ、翌14年には札幌で1使4県の、また八王子で関東4県の、そして静岡では東海農区4県の聯合共進会が開かれている。

いまこの明治18年頃までの初期の共進会・品評会について見られる特徴を、簡単に要約しておこう。まず1つには15～16年頃に、その後連続性をもって開かれるいわゆる関東聯合や関西・九州・東海農区・奥羽などの聯合共進会の基礎が築かれていることである。また2つには、そうした聯合共進会を別とすれば、この期に開かれた共進会・品評会の大多数は、民間有志によるもの(いわゆる民設)であったということである。いま我々は、こうした民間側の著しく早い反応を十分に銘記しておく必要がある。そして3つに出品品目としては、生糸や繭、各種農産物(含む茶・煙草・藍)などが圧倒的に多く、織物や紙、砂糖、蠟もまた少なくなかったことが知られる。

2. 共進会・品評会の開催は、いま第1図にも示されている如く19年頃から急増し、同年には265回、20年には236回そして21年には393回が開催され、その後も着実に増加傾向を示している。なおこうした全国各地での頻繁な開催については、次の3点に留意しておきたい。1つには、この頃から比較的規模の小さい郡や村レベルの品評会が急増していることである。従って開催総延日

第2図 各府県における共進会・品評会の開催頻度とその規模



注 1) 明治18年~31年の平均。 注 2) 第2主成分値は、見やすいように符号をプラスにしてある。  
 資料出所: 附表の( )内の年平均, 会平均のデータを使用。 原資料は附表を参照のこと。

数は、会期の長い京都博や奈良博、各種陳列会などを主体とした初期に比べ、開催件数の増加の割にはそれ程増えていないことが指摘される。

また2つに、初期には民設の共進会や品評会が中心であったのに対し、明治20年代には府県や郡、村の主催による官設のもの(府県税や町村税の支出による)の比重が急速に増加している。その移行速度は県によって異なり、兵庫のように比較的早いものから青森のように遅いものまで様々であったが<sup>32)</sup>、全体的には明らかに官設の共進会・品評会が増加傾向を示している。しかし大正期以降は再び、同業組合や農会などによる民設ないし半官半民のものが、圧倒的多数を占めたと考えてよいであろう<sup>33)</sup>。

3つには、当然のことながら、共進会や品評会の開催数が増大するにつれ、その出品対象品目もまた大幅に拡大していることである。すなわち各地の特産品たる清酒や醤油あるいは食塩や麦稈真田、陶漆器などはもとより、水産物や畜産類までもを含め、全国各地の主要な生産物や製品はすべてその対象になっていたと判断される。

32) 兵庫県(編)『兵庫県第6回勸業年報』(同県 明治22年)294-97頁, 同第8回283-88頁, 同第10回305-11頁など。また青森県(編)『明治26年青森県農工商統計表』(同県 明治28年)285-86頁や, 同28年版337-38頁など。

33) 例えば宮城県(編)『宮城県勸業報告 第69号』(同県 大正8年)89-91頁等々。また茨城県農会(編)『茨城県農会農業成績並副芸品共進会報告』(同会 大正7年)ほか。

ところで以上のような共進会・品評会の開催数は、今のところ必ずしも正確には把握可能ではないと思われる。つまり明治31年までは<sup>34)</sup>、『農商務統計表』により一応府県別の集計値が利用可能であるものの、32年以降は肝心の村や郡レベル(44年までは郡市以上、以後県のみ)の品評会・共進会の開催数は、全く不明である。だがもし今後、各府県の『勸業年報』や『農工商統計表』などが完全に整備されるなら、それらの積み重ねにより全貌が明らかにされるかもしれない。なお大正11年以降、再び全開催数と総延日数が判明するが、それら(例えば11年は1万6千回にして6万3千日)を勘案する時、この明治18年頃以降の上昇トレンドは、全期間を通じて継続していたと想定されるのである。

3. 次に我々は、『農商務統計表』において比較的情報量の多い明治18年から31年までの期間をとりあげ、共進会・品評会の全体像を明らかにしておきたい<sup>35)</sup>。たゞ

34) なお明治18年以前は、内務省(編)『内務省(卿)年報』(第1回3, 第4回附録, 第5回附録), 但し復刻版『内務省年報・報告書』第2, 7, 9巻(三一書房 昭和58年)を利用。ならびに農商務省(編)『農商務(省)報告』第1~5回(同省 明治15~19年), 但し前掲『明治前期産業発達史資料』第4集(1)~(3)および別冊17(1)に拠る。

35) 明治18年のみ、前掲『農商務省第5回報告』(同省 明治19年)に拠る。なお欠損値は、最も相関の高い変数との間で全国平均値間の比率をとり、それに準じて補正されている。また明らかに誤植と思われる数値(例えば明治30年の長崎県の縦覧人員など)についても、同様な補正を施してある。



しその数値もまた、『勸業年報』等によってランダムに照合した結果、かなり過小評価になっていることが判明したが、平均値にはあまり大きな影響はないと思われる。いま附表にも示されている如く、この14年間に全国で毎年ほぼ400回弱の共進会・品評会が開かれ、1度の開催は平均6日前後の会期と、380人の出品者に3千名程度の来観者を擁する比較的規模の小さいものであった。しかしそれらを通算すれば5千5百回にも及び、来観者数も1千7百万人にも達する。これは当時の人口規模をも考慮する時、膨大な動員数であったといわねばならないであろう。

なおそこで非常に興味深い点は、初期の博覧会・共進会の開催は東日本の方がやゝ活発であったもの<sup>36)</sup>、この明治中期でみる限り、むしろ西日本においてより頻繁に開催され、その出品総数や出品者総数・縦覧者総数などいずれの点でも、東日本より優っていたことである。

4. 次に第2図により、各府県別の特徴を簡単に確認しておこう。いま各県の開催数や出品数・出品者数・縦覧者数に関する情報が、主成分分析により2次元のベクトルにまとめられている<sup>37)</sup>。その場合各第1主成分値および第2主成分値( $\times -1$ )は、それぞれ共進会開催の頻度ならびに規模を表わす指標と解される。それによれば、大阪がほぼ全国の平均に位置し、京都はその開催頻度・開催規模とも大きく全国平均を上回っている。また静岡や福岡、滋賀などの開催頻度も高いのに対し、東京や長野では頻度は低いもの、1回当りの規模が大きいことなどが知られる。

なお四国や関東では一般に、開催頻度も低くあまり活発とはいえないが、総じて県によってその共進会・品評会活動は大きく異なり、必ずしもそれを規定する地域的な要因は見出されない。しかし県レベルの詳細な分析は、今後の研究課題として将来に残さざるえない。

#### 聯合共進会の進展

1. 明治30年代に入ると、いわゆる聯合共進会の大型化が進行する一方その開催数も増え、より積極的な役割を果たすようになる。すなわち明治28年の内国博の後をうけ、30年には九州や関西・関東・奥羽などの聯合共進

会が一齐に開催される。そしてそれらは36年の第5回内国博までほぼ1年おきに総計14回ほど開催されている。また第5回内国博の後、39年から各地で再び活発化するが、その時にはより一層大型化し、例えば43年の愛知県主催第10回関西聯合共進会の如く、3府28県すなわち関西や中国四国・北陸地方だけでなく、東京や埼玉・神奈川などの関東諸県までをも含む小型内国博と化しつつあったのである。

だがそれに伴い、当然出品点数の増大や出品対象品目の拡大は避けられず、従って審査に当る審査官(省派遣)の確保が次第に困難となったことや、県選出の審査員の審査がとかく県の利益代表的になったこと、あるいは内規や予算上の制約により擬賞割合が極端に低く抑えられ、内国博以上に厳しい審査になりがちであったこと、さらには大規模化に伴い膨大な経費を要した割には、2~3年毎の開催に必ずしも毎回それ程大きな進歩の跡が見られなくなったことなど様々な問題点が出始め<sup>38)</sup>、以後聯合共進会の開催頻度は、非常に低くなっていった。

2. しかし共進会・品評会の全体的動向は、先にも指摘した如く、その後必ずしも停滞の方向にむかったわけではない。否むしろ同業組合や農会の主催による共進会や品評会の開催が盛んとなり、かえって増加傾向にあったといつてよい。すなわちかつては、共進会や品評会の開催が同業組合や農会の結成に大きく貢献したのに対し、今度は逆に後者が前者を大きくリードし始めたのである。とくに大正期以降は、農会主催の農産物立毛品評会が急速に増加していることが指摘されうる<sup>39)</sup>。

なお博覧会もまた大正期に入ると、発明品や電気・化学工業あるいは畜産工芸や水産物など、産業構造の多様化を反映し、個別品目に関するものが民間団体によって数多く開催されるようになる<sup>40)</sup>。従って確かに明治30年代の中頃以降、府県勸業費に占める博覧会・共進会費

38) 多くの聯合共進会の審査報告書の中で指摘されているが、特に農商務大臣官房博覧会課(編)『府県聯合共進会審査復命書[秋田県主催第5回奥羽5県聯合共進会]』(同課 明治40年)148~52頁および同『同[三重県主催第9回関西府県聯合共進会]』(明治41年)2~7頁、同『同[長野県主催1府10県聯合共進会]』(明治42年)4~5頁、9~14頁を参照のこと。

39) 立毛品評とは、収穫前に圃場で生育状態のまま品評することをいう。正確な開催数は不明だが、平均会期がかなり短くなっていることから、相当な比重を占めていたと思われる。

40) 但し昭和期に入ると、地方都市の主催によるものが増える。詳しくは、山本光雄『日本博覧会史』(理想社 昭和48年)を参照のこと。

36) この限りでは、東日本で殖産興業政策がより盛んであったという通説と合致する。なお明治末期も『農商務統計表』による限り、西日本の方がより活発であった。

37) 分散共分散行列を使用。但し出品数・出品者数・縦覧者数の単位は、千分の1倍してある。計算プログラムは、MSL-II(日立)に拠った。なお計算に当たっては、当研究所電子計算機室の助力を得た。

の割合は急速に低下するものゝ<sup>41)</sup>、だからといってそれが直ちに博覧会・共進会活動の絶対水準の低下を意味するものではない。むしろ重要なことは、その主催団体が官設のものから民設のものへと大きく変化しつゝあったことに、我々は十分留意しておく必要があるのである。

以上我々は、博覧会・共進会の形態や性格、その数量的動向などを確認してきたが、以下第Ⅱ節では普及促進機能の具体的な形態と、それに対する長期的・総合的な評価を試みよう。

## Ⅱ 普及促進機関としての博覧会および共進会の意義

### Ⅱ-A 評価機能と公示効果—紅茶と機械の場合—

ここでまず博覧会や共進会のもつ普及促進機能を具体的に把握するため、我々はそれを既述の2大機能すなわち評価機能と公示効果に分解し、それぞれにつきどのように普及をおしすすめる役割を果していたのかを明らかにする。なおその典型的な事例として、純粹に輸出向け商品として開発された紅茶の場合と、通常特許出願後に出品された機械の場合がとりあげられるであろう。

#### (1) 国内需要のない商品としての紅茶 政府の紅茶振興政策と普及の開始

1. 今日からはなかなか想像し難いことではあるが、明治期における政府の茶業振興政策は、茶業組合関係のものを除けば、いずれも紅茶の生産奨励に関するものであったといっても決して過言ではない。すなわち明治7年政府は「紅茶製法書」を1府35県に配布するとともに、紅茶の生産が如何に利益の大きいものであるかを具体的な数字でもって示し<sup>42)</sup>、その精力的な奨励を開始する。

まず翌8年には2名の中国人技師を雇入れ、大分・白川(現熊本)両県に伝習所を開設する一方、各県を巡回して「支那風」紅茶の製法を広く伝授した。そうした成果は直ちに現われるところとなり、政府はそれらをメルボルン博やフィラデルフィア博へ出品すると同時に、在外領事館を通じて欧米市場の評価をも問い合せている。しかしその結果は、いずれも著しく不評であったため、この中国式日乾萎凋法による紅茶生産は断念せざるをえなかった。

そこで明治9年、多田元吉ほか2名をインドのアッサム地方へ派遣し、インド式生産技術の習得に努める。そ

して翌10年には、早くもこのより入念なインド方式によって高知で試製し<sup>43)</sup>、それを横浜やロンドンにて試売した。その結果は概ね良好であったため、政府は直ちに東京のほか静岡や福岡・鹿児島(現宮崎県延岡)の1府3県に紅茶製造伝習所を開設(11年)する。それは更に12年と13年に、それぞれ4県(静岡・滋賀・三重・鹿児島)と3県(岐阜・大分・熊本)に拡張され、3年間に計651名の伝習生がそこで養成されたのであった。

2. こうした政府の積極的な普及活動に対し、民間側もまた迅速かつ意欲的に反応した。例えば熊本では、政府の振興策にすぐ呼応し、東肥や不知火などの製茶会社が設立せられ、また静岡では小鹿に民間の紅茶製造伝習所が、三重では中国人技師5名をも含む三井物産の大規模な紅茶製造工場のほか、同じ中南勢に駒田(作五郎)工場(英国人・中国人技師を擁す)等々が、明治11年頃までに設立されている。

従ってそうした動きを反映し、明治10年の第1回内国博には、早くも東京や静岡・大分・石川などの6県から8点の出品がなされ、しかも一部にはすでにインド式製造法すらも導入されていたことが知られる<sup>44)</sup>。また12年の第1回製茶共進会には、17県(旧19ヶ国)から113点が出品され、14年の第2回内国博では、多数の紅茶出品者のうち38名(21県)に対して褒賞が与えられるまでに<sup>45)</sup>、長足の進歩を示したのであった。

確かにこの14~15年頃は、最初の紅茶製造ブームとあってよく、それは政府の積極的な伝習所設置活動などによってもたらされたものであったと考えられる。しかしたちまちにして粗製濫造の弊に陥り、価格暴落の結果、この第1次ブームは16年頃から急速に衰退へ向った。また政府自身の政策も、内務省(勸農局)から農商務省(農務局)への組織替えを行った14年以降は、直輸出奨励のための為替資金の供与などを除き、原則としてそのイニシアティブを地方政府ないし民間側へ譲り渡したのであ

43) 「印度風」紅茶生産の技術的内容は、必ずしも明らかではない。ただ多田元吉の「東印度巡回日記」などから判断すると、完全な陰乾萎凋ではなく火気併用且つよりきめ細かな揉捻方式を指すにすぎないのかと思われる。前掲『農務願末 第2巻』1154~78頁。

44) 内国勸業博覧会事務局(編)『明治10年内国勸業博覧会出品解説 第5区第3類』(同局 明治11年)、但し前掲『明治前期産業発達史資料』第7集(4)に拠る。

45) 弾舜平(編)『生糸繭茶綿砂糖共進会出品心得』(日新齋 明治13年)87~88頁および内国勸業博覧会事務局(編)『第2回内国勸業博覧会褒賞授与人名表(上)』(同局 明治14年)関連ページ。

41) 府県勸業費の動向については、斎藤修「明治後期の勸業政策」『経済研究』第35巻第3号(昭和59年7月)などを参照のこと。

42) 農林省(編)『農務願末 第2巻』(同省 昭和29年)735~41頁。

った。

### 各府県への普及と博覧会・共進会への出品

1. 従ってそれ以後は、各県とも茶業組合などを中心に、各々独自の紅茶生産奨励策をおしすすめることとなる。すなわち緑茶の輸出不振により、明治20年頃から再び紅茶の生産に拍車がかかったのである。例えば静岡の場合には、20年に県の補助を得て森町に紅茶伝習所を開設したのを皮切りに、翌21年には中国人技師を招聘して清水に、また22年には熊本県の製茶教師を聘して三方原にそれぞれ伝習所を設けたほか、牧之原や天方・岩松などにも紅茶製法伝習所が開設されている<sup>46)</sup>。また福岡でも、同じ20年に当業者の寄附により、伝習生を中国に派遣して技術を習得せしめた後、県内に紅茶伝習所を開設して広くその製法の普及に努めている<sup>47)</sup>。同じく熊本でもまた、県は専門家を中国に派遣(20年)したり、紅茶の製造試験のため茶業組合に補助を与える(21年)など、様々な奨励策が講じられたのであった。

各県がこうした紅茶の生産拡大施策をおしすすめるに当って、1つの大きな問題点は、紅茶の場合、日本国内にその需要が全く存在しなかったということである。なぜならば一般に、国内に需要が存在せず供給者の側のみで、その製品の品質を評価・改善することは著しく困難であり、加えて海外市場での評価のみを通じて品質の改善や生産費の低減を図ることは、きわめて時間の要することでもあったからである。

しかし日本の場合、そうした問題点は、博覧会や共進会の頻繁な開催によって、著しく軽減されていたといえよう。すなわちそこにおける専門の審査官による評価は、当業者が品質を改善してゆくうえでの有力な改良指針となっていたことが、その審査報告等により知られる。否逆にいえば、需要市場から遠く離れていた紅茶の生産にあっては、博覧会や共進会への出品こそが、具体的な改良指針を得られる唯一の場であったといってもよかったのである。

通常紅茶の鑑定は、形状・色沢・水色・香氣・滋味・萎凋・罨蒸・貯蔵・需要の9項目について行われ<sup>48)</sup>、

さらに申告書に基づき、萎凋時間や醱酵方法などをも含めた製造技術や茶樹培養法あるいは生産費の高低等々についても評価がなされ、褒賞が与えられたのである。従って紅茶の生産者達はそうした審査結果や審査員の講評をもとに、あるいは相互の競争を通じて、欠点を矯正し品質の向上に努めたのであった。

その結果、30年頃までにかかなり大幅な進歩がみられると同時に、30年代にもまた着実な改良が積み重ねられていったことが知られる。さらに同じく審査報告によれば、一般に前回指摘された欠陥は、次回にはかなり改善されていることから分るように、当業者は審査結果を十分に尊重し、それに従っていたといってもよいであろう。なお付言しておけば、先の静岡・森町伝習所もまた品評会を1つの契機として設立されたものであったことに、我々は留意しておきたい。

2. こうして明治20~21年頃以降、再び紅茶の生産は活発となり、新たに生産を試みる地方もまた増大したのであった。すなわち23年の第3回内国博には10県から、また28年の第4回内国博には14県から100点以上の紅茶が出品されている。そして明治30年に開かれた九州聯合ならびに関西聯合共進会の2会には、合計12県より381点が、また36年の第5回内国博には15県より780点が出品されている。さらに39・40年の九州聯合および関西聯合共進会の2会のみでも、17県から720点に及ぶ紅茶の出品があったことが知られ<sup>49)</sup>、この明治40年頃は、生産地域の拡大という観点に立つ時、第2の紅茶ブームであったといつてよい。

事実、明治18年より紅茶の生産統計が利用可能となるが、今それによれば18年にはわずか9県で生産されていたにすぎなかったのが、その後次第に増加し、40年には29県でも生産されている。確かに生産量は、27~28年頃をピークに以後漸減傾向を示し、37年以降は急速に低落したにも拘らず、30年代には秋田や福島・岩手などの東北地方でも生産が試みられるなど、38~

査復命書は、紅茶に関する記述が詳しい。

49) 以上の情報の出所を略記すると、『明治23年第3回内国勸業博覧会審査報告 第3部』、『第4回内国勸業博覧会 出品目録3(上・下)第3部』および『第5回内国勸業博覧会審査報告 第1部巻之7』。また『府県聯合共進会審査復命書[長崎県主催第9回九州沖繩8県聯合および兵庫県主催第6回関西府県聯合共進会]』、『農商務大臣官房秘書課 明治31年』、『同[佐賀県主催第12回九州沖繩8県聯合共進会]』、『同 明治40年』および前掲三重県主催第9回関西府県聯合共進会の審査復命書に基づく。

46) 静岡県茶業組合聯合会議所『静岡県茶業史』(同所 大正15年)1192~1214頁、但し復刻版(国書刊行会 昭和56年)に拠る。

47) 福岡県(編)『福岡県勸業年報 第12回』(同県 明治25年)10頁。

48) 農商務大臣官房秘書課(編)『府県聯合共進会審査復命書[鹿児島県主催第10回九州沖繩8県聯合共進会]』(同課 明治33年)8~10頁、但し同第11回の審査例規は若干異なる。なお一般に九州聯合共進会の審

第2表 内国勸業博覧会・機械部門への出品構成の変化

機械分類 <sup>1)</sup>	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
1. 繊維機械 <sup>2)</sup>	66	265	103	127	206
2. 化学工業・食品加工 製造・農業機械 <sup>3)</sup>					
3. ポンプ揚水消火機械	57	83	115	39	138
4. 工作機械	41	50	45	19	106
5. 印刷機械	26	29	12	24	2,154
6. 原動機	3	24	16	10	47
7. 運搬機械 <sup>4)</sup>	10	11	17	7	76
8. 採鋸冶金機械	8	24	241	60	791
9. 土木建築機械	0	2	1	0	3
10. 試験機	0	0	5	0	54
11. 伝動機	0	0	0	2	12
12. 電気機械	0	0	0	78	272
	0	0	0	131	723
合計	211	488	599 <sup>5)</sup>	497	4,595

注 1) 第5回内国博・機械部門の大分類・中分類に基づき、それ以前のものを再編してある。

2) 製糸・紡績・織布・染色・製網・裁縫等に関する機械。

3) 製紙・製糖・製塩・油脂・醸造・茶煙草製造・製粉・精米・収穫播種関連の機械。第41,43,45類を統合。

4) 船舶・車輛・馬具諸車関係などを含む。

5) その他機械部品およびひな型絵図42種を含む。

資料出所：『第3回内国勸業博覧会審査報告』第7部機械、7～8頁および『第5回内国勸業博覧会審査報告』第8部、2～3頁。

40年頃に最も広範な地域で紅茶の生産が試みられたのであった<sup>50)</sup>。

こうして結果的には紅茶の輸出は、茶樹の問題や気候風土条件などの理由により失敗に帰したものの、普及という観点からみれば、ほぼ全国各県(北海道・青森・香川・沖縄を除く43県)で生産が試みられたという意味において、成功であったといわざるをえないのである。そしてそれには、博覧会や共進会が大きな役割を果たしたのであった。それというのも博覧会や共進会のもつ評価機能が、国内需要を全く持たない紅茶という輸出商品の弱点をカバーし、長期的にその品質向上に大きく貢献していたからである。つまり審査の講評や助言あるいは相互間の競争を通じた品質改善や、それをふまえた公示効果などのゆえに、停滞的な輸出状況にも拘らず、30年以上にわたって全国各地で、新規の市場参入をひき起こしたと考えてよいのである。

## (2) 先端商品としての機械

### 内国博・機械部門への出品内容の多様化

1. 万国博をモデルに日本でも勸業博覧会を開催しようとした際、政府が最も大きな期待をかけたのは、機械部門の充実ないしは博覧会を契機とする機械工業の飛躍的な発展であったといっても過言ではない。なぜならば機

50) 農商務省(編)『農商務統計表』第2～27次(同省明治19～43年)に拠る。

械工業こそは、その累積的波及効果により工業化の成否を左右する最大の鍵産業であり、また機械工業の水準こそは、その経済の先端技術を集中的に表現するものであったと考えられていたからに他ならない。従って第1回の内国博以来、工業部門とは別に機械関係専用の部門が設けられ、それを展示・実演するための特別な機械館なるものが建設されたのであった。

だがこうした政府の熱い期待にも拘らず、第1～4回内国博の機械部門に対する出品内容は、著しく貧弱であったといわざるをえない。しかしそれも、当時の日本の工業化の程度を考えれば、きわめて当然のことであり、むしろそこに我々は高い模倣能力や技術普及の速さあるいは強い改良意欲など、将来の発展を約する数々の徴候を見出すことが出来るのである。

いま第2表にも示されている如く、第1回および第2回内国博への出品は、繊維機械ならびにいわゆる農村工業関連の機械が、その過半を占めていたことが知られる。従って褒賞を受けた機械についてみても、第1回では、例のよく知られた臥雲辰政のガラ紡機や山口重兵衛の織機などに鳳紋賞が、また森田真の繰糸機や荒木小兵衛の模造ジャカードほかに花紋賞が与えられるなど、受賞件数31点のうち12点までが繊維機械に属するものであった<sup>51)</sup>。

同じく第2回の内国博にあっても、再び臥雲のガラ紡機とまた山本孫兵衛の製綜機には進歩賞が、他方渡辺恭・柴田徳蔵の織機や森田の繰糸機には有功賞が与えられるなど、やはり39件の受賞点数のうち20件が、繊維機械によって占められている<sup>52)</sup>。このようにまだ明治10年代の前半にあっては、当然のことながら機械らしい機械といえ、概ね繊維関係の機械を意味していたといっても大過ないのである。

また第3回の内国博になると、従来重要な位置を占めていた官庁からの出品がなくなり、代って企業(個人ではなく)の出品が増加したこと、加えて運搬機械(但し馬具や人力車なども含む)が急増していることなどに気付こう。そして第4回に到って初めて伝動機(含む調帯)や電気機械などが出品されたのであった。その結果繊維機械関係の受賞比率は、まだ中野要蔵の金銀モール織機(第3回・進歩1等賞)や御法川直三郎の製糸機械(第4

51) 前掲『明治10年内国勸業博覧会報告 機械』13～16頁。なお繊維機械以外のものでは、工作局の尺度画線機などに竜紋賞が与えられている。

52) 前掲『明治14年第2回内国勸業博覧会報告書 第4区』22～25頁。

回・進歩2等賞)の如く主要な位置は占めていたものゝ、それぞれ94件中21件と83件中の24件へと次第に低下する傾向を示し<sup>53)</sup>、繊維機械関係以外の分野でもまた技術水準が漸次向上しつつあったことが窺われる。

そしてこうした傾向は、第5回内国博で一層顕著となり、たとえ工作機械の大部分が簡単な手工具にして、かつ原動機や電気機械の多くが単なる模倣品であったとしても、ここに初めて一応本格的な機械部門の出品・展示が成立したと考えられるのである。なおこの時点での繊維機械関係の受賞比率は、391件中わずか29件にまで低下している。また第5回内国博では、ドイツやアメリカなど欧米諸国から夥しい数の機械が参考品として出品されたことも、機械部門を充実させる大きな要因となっていたと判断されよう<sup>54)</sup>。

2. 以上のような発展経緯からも窺われるように、機械という商品は、とりわけ後発工業化国にとっては先端商品としての性格が強く、従って博覧会や共進会では、専ら展示されることそのものに大きな意義があったと考えられるのである。すなわち出品者にとっては、展示自体が広告宣伝の意味をもち、また観覧者にとっては、その購入や使用だけでなく展示品の吟味などを通じて、さらに改良を加えた類似品の競争的開発が可能になるなど、いわゆる公示効果が顕著であったのである。従って博覧会や共進会での評価も、広告宣伝上重要ではあったが、同時に展示品の斬新性や独創性もまた、公示効果の大きさと強く関連していたといえよう。いずれにせよ先端商品にとっての博覧会・共進会のより大きな意義は、マクロ的にもミクロ的にも評価機能よりもむしろ公示効果に在ったと考えられるのである。

例えば第1回内国博における臥雲のガラ紡機は、会期

中に数十台の購入申込みがあっただけでなく、直ちにその模造機が生産され始め、翌年からは各地で類似品の生産が相次いだのであった。そして果ては第2回内国博へ、東京や栃木・熊本・広島などの諸県より6点の模造ガラ紡機が出品される始末であった。ガラ紡機同様きわめて独創的といわれた第2回内国博磯崎眠亀の錦莞苧織機もまた、すぐに模倣されるところとなり、その類似品の出現に苦しめられたといわれている<sup>55)</sup>。

こうした強い模倣意欲や高い普及速度は、当然発明家の保護という特許制度制定の問題へと発展せざるをえなかったが、逆にいえばそれだけまた内国勸業博覧会の公示効果が大きかったことを意味していたとも解されるのである。なおこの公示効果は、他方で織機や足踏線糸機の如く、地方によって大きな価格差がある商品の場合、同時に有効な価格平準化機能をも果していたことが指摘されている<sup>56)</sup>。

出品機械に対する審査は、一般に構造・意匠・効率・効用・保存・構造費額・製品精粗・価値・製額の9項目について行われたが<sup>57)</sup>、その場合審査報告を読む限り、必ずしも模倣を否定的に捉えていないことは、非常に興味深いといえよう。あるいは当時の日本の技術水準を考える時、むしろ模倣からの出発こそは、全体の技術水準を早急に引き上げるうえでの必要不可欠な過程であったというべきかもしれないのである。そしてその意味においてまた、官庁等による輸入機械の参考出品や第5回内国博の参考館における4千点を越す外国機械の展示は、まさに重要な意義を有していたというべきであろう。

#### 聯合共進会への出品：特許部門の新設

1. こうして先端商品の場合、公示効果がより重要であったのであるが、それは、専売特許条例が成立(明治18年)し権利が守られるようになるとより一層安心して出品が可能となり、その効果もまた一段と大きくなったと考えられる。そして明治38年の实用新案法の施行を1つの契機に、40年頃から大きな聯合共進会には、必ず

55) 模造ガラ紡機については、前掲『明治14年第2回内国勸業博覧会報告書 第4区』47～54頁を、また磯崎の苧織機については、奈良繁太郎(編)『帝国発明家伝』(帝国発明家伝記刊行会 昭和5年)上755～75頁を参照のこと。

56) 例えば前掲『明治10年内国勸業博覧会報告書機械』50～52頁および前掲『明治14年第2回内国勸業博覧会報告書 第4区』44～45頁。

57) 例えば前掲『第4回内国勸業博覧会事務報告』291頁。ただし第5回では、若干異なっていたと思われる。前掲『第5回内国勸業博覧会事務報告』上613～14頁。

53) 第3回内国勸業博覧会事務局(編)『明治23年第3回内国勸業博覧会審査報告 第7部』(同局 明治24年)、但し前掲『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料127に拠る。同『第3回内国勸業博覧会褒賞廣告文(下)』(同局 明治23年)第7部。ならびに第4回内国勸業博覧会事務局(編)『明治28年第4回内国勸業博覧会審査報告 第7部』(同局 明治29年)、但し『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料106に拠る。同『第4回内国勸業博覧会授賞人名録』(同局 明治28年)第7部。

54) 第5回内国勸業博覧会事務局(編)『第5回内国勸業博覧会審査報告 第8部』(同局 明治37年)。なおこの報告書には、参考品として出品された外国製機械に関する詳しい「調査報告」(165～367頁)も含まれている。また参考館全体については、前掲『第5回内国勸業博覧会事務報告』(上)第8章を参照のこと。

特許部門が新設されるようになった。

すなわち40年の三重県主催第9回関西聯合共進会に初めて特許館が設置されたのを嚆矢とし<sup>58)</sup>、以後関東・奥羽・九州の各聯合共進会でも、特許や実用新案・意匠などに関する審査が行われるようになった。特に小型内国博の観を呈した43年の第10回関西聯合共進会では機械館までもが設けられ、最新の特許を体化した機械器具など2千点が出品されている。

特許権を持つ機械は、たとえそれがどんなに部分的な機構に関するものであれ、新しい考案を実現体化した新鋭商品としての性格を有していたがゆえ、共進会への出品は通常十分な有効性を持つものであった。とりわけ精米機や農具あるいは製糸機や養蚕具、織機、製麵機など広範な需要を擁する在来産業関係の機械器具は、とくに大きな公示効果を擁していたといつてよい。

なかでも織機は、各開催地の需要に応じ、綿織物用と絹織物用の各種がそれぞれ多数出品され、相互の競争を通じて改良を重ね、且つまた販売の促進を実現した典型的な例であったと思われる。その代表的な例としては、綿織物用で常に高い評価をかちえていた豊田式織機を筆頭に、池谷式や鹿内式あるいは足踏用の丹羽式など、また絹織物用では高柳式や平田式、二階堂式などの各織機名が挙げられよう<sup>59)</sup>。

なおこうした機械類をはじめとする特許品の重要性ならびにその公示効果の意義は、その後さらに一層強く認識され、大正期に入ると多くの博覧会では発明館が設けられるようになり、また発明品そのものゝ博覧会も開かれた<sup>60)</sup>。いずれにせよ先端商品の場合、まず展示されることそのものに決定的な重要性があり、評価自体はむしろ後に需要条件によって決定されることが多かったと判

58) 正確には、五二共進会(東京・明治39年)が、共進会としては最初である。また特許関係の部は、通常機械工業・化学工業・電気工業・その他の4部から成っていた。なおその審査方針については、前掲『府県聯合共進会審査復命書〔三重県主催第9回関西聯合共進会〕』358～62頁を参照のこと。

59) 詳しくは、第9回(三重県主催・明治40年)および第10回(愛知県・43年)関西聯合、第12回(長野県・41年)および第13回(群馬県・43年)関東聯合、第6回(福島県・41年)奥羽聯合、第13回(福岡県・43年)九州聯合共進会などの各審査復命書を参照のこと。

60) 特許館の重要性については、農商務省商工局(編)『富山県主催聯合共進会審査復命書』(同局 大正3年)3,15頁などでも触れられている。なお明治末期にもすでに、特許意匠実用新案品展覧会(39年)や(第1回)発明品博覧会(42年)などが開かれている。

断されるのである。

以上我々は、評価機能が重要な役割を果たした紅茶の場合と、公示効果が相対的により大きな意義を有した機械という対極的な商品の事例を通して、博覧会・共進会のもつ普及促進機能を2つの側面に分解して把握した。しかし通常の大部分の製品・生産物の場合にあっては、それら2つの機能はより渾然一体となって作用していたと考えて大過なからう。

例えば繭の場合、博覧会や共進会・品評会における評価は、次回以降の出品動向に大きな影響を与えたとともに、出品内容の変化を通じて品質の改善が進み、またそうした傾向の変化はたちまちにして他の地方へも普及伝播したのであった。より具体的には、きわめて頻繁に開かれた蚕糸関係の共進会や品評会を通じて、黄緑繭種から白繭種へ切り換えられたことや、主要蚕品種が「鬼縮」から「赤熟」へ、また「赤熟」から「又昔」や「青熟」へと変化したこと、さらにはその過程で多くの改良品種や掛合せ種が開発されたものゝ<sup>61)</sup>、長期的趨勢としては漸次淘汰がすすみ、実際に飼育される有力品種は次第に統一化される傾向にあったことなどが指摘されよう。そしてその間、繭糸長が長くかつ解舒の良い繭へと改良が進んでいったのである。

なおこうした変化や趨勢への反応は、一般に新興養蚕地帯たる西日本において高かったことや、その後の秀れた一代交雑種の急速な普及にも、やはり共進会や品評会が大きな役割を果たしていたことなどが、さらに指摘されるべきかもしれない<sup>62)</sup>。いずれにせよ、博覧会・共進会における評価と展示という行為を通して技術情報が普及伝播し、それを媒体に品質の競争的改良が進み、また市場の形成・統一化も進展したのであった。

次に我々は、明治期における博覧会・共進会のもつこのような普及促進活動の総体的意義を評価したいと考えるが、それにはまずその評価を行う基準自体が必要となる。従ってここでは、技術の発展にとって必要不可欠なもう1つの要素たる発明特許活動の概要を同じ時期について確認したうえ、それとの比較において博覧会・共進

61) 詳しくは、拙稿「蚕品種の改良と普及伝播—1代交雑種の場合—(上)(下)」『経済研究』第31巻第1～2号(昭和55年1,4月)ならびにその脚注文献を参照せられたい。

62) その一端は例えば、農商務省商工局(編)『大正10年大分県主催第14回九州沖繩8県聯合共進会審査復命書』(同局 大正10年)247～49, 264～78頁などからも窺われよう。

会のもつ意義・役割を評価しよう。

## II-B 普及促進機能に対する1つの評価

### 技術知識・情報の普及と保護：発明特許活動の活発化

1. すでに繰り返し指摘してきたように、博覧会・共進会の本質的意義は、技術知識や情報の普及伝播の促進という点に在ったから、それはその保護・育成あるいは専有化を旨とする特許制度とは、本質的に相容れないところがあったといってもよい。しかしだからといって博覧会や共進会が、発明や特許の問題を決して等閑にしてきたわけではない。否むしろ、如何に早く特許制度を確立し、その下で両者の調和を図るかということにこそ、意をくわけてきたのであった。何故ならば、それがまた博覧会・共進会を長期的に有効に機能させることにもつながっていたからである。

そもそも我国初の京都博覧会の折に際してすら、すでに京都府知事の布達で「新ニ発明ノ物品ニシテ、世ノ用ト人ノ便利トナルベキハ、……専売利得ノ免許ヲモ願ヒ遣ハス」と明言していたこと<sup>63)</sup>、第1回および第2回内国博の『博覧会報告書 機械(第4区)』において、大森惟中は臥雲辰致などの例を挙げ、特許制度が如何に必要不可欠かを力説していたことは<sup>64)</sup>、広く知られた事実である。

他方、博覧会や共進会の審査項目には、必ず「発明及功勞」という項目があり、新技術の導入・普及や発明改良に対する功績が高く評価され、大きな配点を与えられていたことは、すでに指摘したところである。だがいずれにせよ、集談会の開催や参考品の展示なども象徴的に示されている如く、博覧会・共進会の本質は技術情報の公開・普及にあったから、マクロ的にその量的拡大を図るという点ではきわめて有効ではあったものの、ミクロ面での技術情報の保護・育成という側面とは、相矛盾するものがあつたといえよう。

なぜならば保護を伴わない普及促進活動は、ガラ紡機や蒔織機あるいは人力車や金唐紙のように、無断模倣の続出によって発明家を窮地に追い込み、社会的にも発明意欲を減退させるからに他ならない。従って特許制度の確立は長期的な技術発展にとっては必要不可欠であり、時には最先の外国技術導入者の保護、すなわち輸入特許権の設定すら主張されたこともあつたのである<sup>65)</sup>。

63) 前掲『京都博覧会沿革誌』7～8頁。

64) 前掲『明治10年内国勸業博覧会報告書 機械』109～22頁および前掲『明治14年第2回内国勸業博覧会報告書 第4区』3～5頁。

しかし他方で当時は、ジャカードやバタタンだけでなく、簡便な輸入機械器具のほとんどが模倣生産されつゝあつたがゆえ、相互主義の制約から逃れ模倣の自由を確保する意味で、工業所有権法の制定に反対する根強い意見もあつたことを忘れてはならない<sup>66)</sup>。こうした様々な見解や若干の紆余曲折を経て、明治18年ついに専売特許条例が公布されたのであつた。従つてそれ以後の博覧会・共進会への出品は、出願後であれば原則として模倣借用の弊から守られることになつたのである。

しかしより積極的に博覧会や共進会への出品を促す目的で、明治32年および42年の特許法では、博覧会・共進会への出品物に対する保護規定(後者は保護対象の拡大)が、明示的に定められた。すなわちそれは、今日で言うところのいわゆる公知規定の適用対象として認定されたのである。なおそうした精神は当初より強く存在しており、例えば先の磯崎の蒔織機も、第2回内国博以降すでに広く模倣されてしまつていたが、出品事実を尊重し特許権(第23号)が与えられたことでも知られるように、絶えず技術情報の普及と保護の間の調和には可能な限りの配慮が払われていたのである。

2. かくして一方の特許発明活動も、次第に軌道にのつてくることとなる。その全体的動向や技術水準は、『特許発明分類目録』や内国博の機械部門ないしは化学工業関連部門の『出品目録』などを検討することによって、十分に把握可能であろう。なお明治18年以前については、ガラ紡機や蒔織機あるいは人力車や綿ネルなど若干の例外もあつたが、総じていえばほとんど重要な発明・改良品はなかつたといつても大過ないと思われる<sup>67)</sup>。

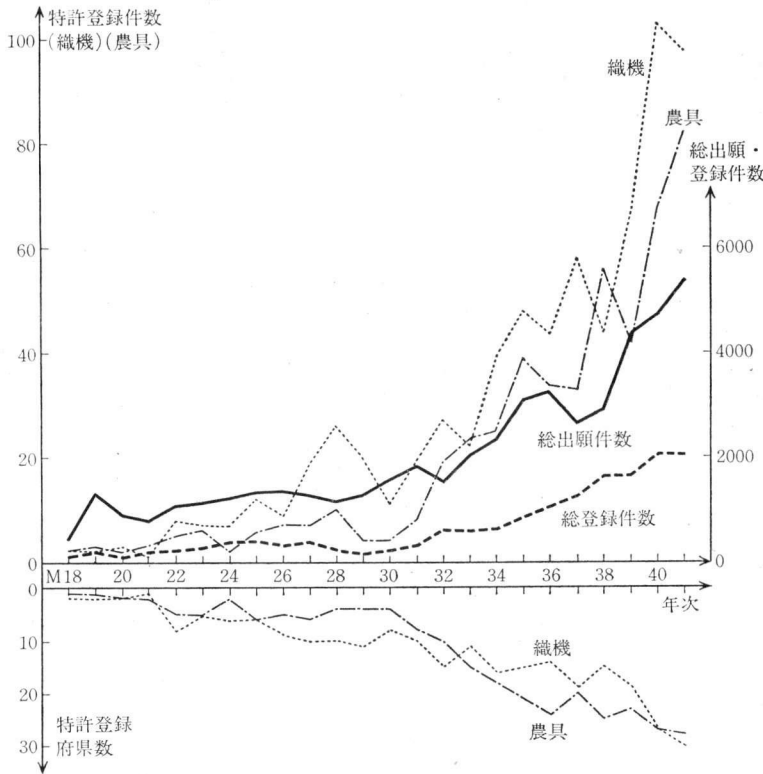
いま第3図に、毎年の特許総出願件数と総登録件数が与えられているが、それらからも分るように、特許発明活動がやゝ活発化するのには、明治34～35年頃以降のことである。そしてさらにその後明治40年代ないしは大正期の中頃に到つて、ようやく本格化するといつてもよいのである。すなわち言い換へれば、30年代の中頃までは、当初は雑貨や被服・家具関連の特許が主流を占め、

65) 前掲『日本科学技術史大系 第1巻通史1』330～31頁。

66) 脚注65)を参照のこと。なお明治29年の日独通商航海条約で、特許等の相互保護の優先実施が規定され、以後外国人による特許出願が可能となつた。また万国博を発端に明治16(1883)年に締結されたいわゆるパリ条約(工業所有権保護同盟条約)に、日本が加盟するのは明治32(1899)年のことである。

67) 中村幸八『発明50年史』(東京出版 昭和19年)22～28頁などの評価に拠る。

第3図 特許活動の活発化



注 1) 農具および織機関連の特許は、それぞれ旧分類の第13類および第25類に属するものを対象。  
 2) 特許登録府県数とは、特許証主(取得者)の現住所に基づく府県の数を目指す。  
 資料出所：特許局(編)『特許発明分類総目録 自明治18年7月至明治41年10月(上)(下)』東京書院、明治42年、特許庁(編)『特許制度70年史』発明協会、昭和30年。

次第に機械関係のものに重点が移ってゆくが、それとも精穀機や製茶機あるいは製糸機械や織機など、在来産業関連のごく簡便な機械類が中心であった。そして多少とも機械らしい機械類の特許出願がなされるようになるのは、30年代中頃以降のことといえよう。

なおこうした変化は、先に検討した内国博の機械部門に対する出品内容の動向とも、完全に軌を一にしていたことはいうまでもない。もとよりそれは、日清戦後の急速な工業化とも深く関連はしていたが、同時に他方で29年以降、外国人にも出願が認められるようになった事実とも決して無関係ではなかったと思われる。なぜならば30年代に入るとともに外国人による出願は急速に増加し、その登録件数も中頃には全体の3割近くを占めるに及んでいたから<sup>68)</sup>、当然それらからも大きな刺激を

受けていたことは疑うべくもなかったからである。

ところで第3図にはまた、織機と農具の場合の登録件数の推移と、その取得権者の居住地分布の府県数が与えられている。そこで織機と農具は、(1)比較的早くから発明・改良活動が盛んで、且つ(2)その背後にある生産活動(織布業・農業)が特定の地域に偏りを持たないという2つの条件を満たすもの、1例として選択されている。いまそれによれば、30年代に入ると特許件数は急速に増加するが、それは明らかに特許発明活動の全国化を伴っていたといつてよい。すなわち20年代には、まだわずか数県にしか分布していなかった特許権取得者は、30年代の中頃には織機・農具とも、それぞれ16県および18県(34年)に、また41年には30県と28県へと急増し、延べで44県および45県にも達してほぼ全国の各県で、発明改良活動が活発に行われるようになったことを示している。

従ってそれをやや敷衍していえば、特許発明活動の活発化には、必ずそれに先立ち、工業化の進展そのものや博覧会その他によって

技術情報が広く普及浸透し、その基盤作りがすでに完了していたことが、含意されていたと考えられるのである。また特に明治40年以降は、特許制度と博覧会・共進会制度が相補い合う形で結合され、相互により一層の活発化が図られたのであった。かくして次第に軌道にのりつつあった日本の特許発明活動は、明治末年には約2万3千件の特許と2万6千件の実用新案を蓄積するにまで発展したのである<sup>69)</sup>。

68) 前掲『農商務統計表』第16~29次(明治33~大正3年)や特許局(編)『特許発明分類総目録 自明治18年7月至明治41年10月(上)(下)』(東京書院 明治42年)などを参照のこと。

69) 外国人による特許も含む。また一般的には、東京や大阪が特許発明活動の中心地であったことはいうまでもない。



### 緑綬・藍綬褒章を通して見る博覧会・共進会の意義

1. さて最後に我々は、こうした特許発明活動との比較を通して、博覧会・共進会の意義を総括的に評価検討しておきたい。確かに博覧会や共進会の効果は、その来観客数や出品点数などの多寡によっても、一応は測ることが出来よう。しかし算定後、その数値がどの程度の意義を有していたのかを判断する独自の尺度は、全く存在しないと見てよい。それゆえ恐らく唯一可能な方法は、何か類似なものとの比較を通して、相対的に評価づけを行うことしか残されていないと思われる。そこでいま我々はそうした比較評価法により、博覧会・共進会が明治期において果していた意義役割を、特許発明活動のそれとの比較によって確定したいと考える。

もとより両者の本質は、技術情報の普及と保護という全く相反するものではあったが、ともにいずれも長期的な技術発展にとって、必要不可欠にして且つ最も重要な側面であったという点では共通していたといえる。従って我々は、明治期の産業発展ないしは技術発展に対する貢献度という共通の尺度から、両者を比較考量することが可能となろう。そしてそのためにさしあたり我々は、必ずしも最適とはいえないが1つの便宜的尺度として、緑綬および藍綬褒章の博覧会・共進会関係者ならびに特許発明活動の関係者に対するそれぞれの褒章授与件数の比較という形で、これを行いたい。

無論その評価は、政府の側からみた1つの評価にすぎず、大きな留保条件がつけられねばならないが、一応地方長官からの具申に基づく全国レベルの制度であったから、各地の功労者が比較的よく捉えられていることや、またこれら3つの制度[博覧会共進会・特許・褒章制度]にはいずれも農商務省が深く関与しており<sup>70)</sup>、その意味では相互に連結性があつたことなどが指摘されよう。さらに発明保護法の制定をめぐることは、早くから専売特許権案に対して褒賞(章)による奨励案というのが根強く存在していたことや、内国博の審査嘱託資格の1つの十分条件として、緑綬・藍綬褒章受章者が含まれていたことなど、これら3者は互いに深く関連し合っていたこともまた、十分に念頭においておきたい。

2. 以下我々は、緑綬褒章および藍綬褒章の受章者のうちより、博覧会・共進会関係のあるいはまた発明改良に

70) 後に独立の機関として特許局が設立されるが、当初は農商務省の管轄下にあった。またここでは、緑綬・藍綬褒章の産業(含む技術)関係者のみを対象としているので、具申・申牒にあたっては、農商務大臣が主務大臣となる。

関連して表彰を受けた人々を、その授章理由文より判断して拾い出す作業をするが、その際次の点に留意すべきであろう。まず1つには、通常特許発明活動には藍綬褒章が、また実業関係の功績には緑綬褒章が贈られたといわれるが、実際には必ずしもそうした両者の相違は判然とせず(特に戦前期は)、いずれの場合も十分にありえたのである<sup>71)</sup>。従ってここでは、褒章の種類が緑綬か藍綬か否かについては、一切問わないこととする。

また2つには、受章者の最も重要な活動時期とそれが評価され褒章を受けるに到るまでの時点との間には、当然かなり大きな(特に発明に関して)時間的ずれがあると考えられるが、ここではいくつかの事例を詳しく検討した結果、それはほぼ最大限15年以内のうちに一応処理されていると想定されている。従って我々は明治期の活動を直接の対象としているがゆえ、昭和2年までに緑綬・藍綬褒章を受けた人々を分析の対象とすればよいことになる。

第3に緑綬・藍綬褒章受章者には、それぞれ孝子・順孫・節婦・義僕などの徳行卓抜な者や、教育・公共土木・社会事業等々に関して公衆の利益を増大せしめた者などが含まれていたから<sup>72)</sup>、まずそれらを除外して産業(含む技術)関係の受章者のみに絞ったうえ、さらに次のような限定条件をつけた。それというのも産業関係の受章者の場合、ほとんどがいわゆるパイオニアや初代企業家、あるいはシュムペーター的な意味での革新的企業者であったから、新しい技術の先駆的導入やその普及・指導あるいは既存技術の発展改良などの点で、何らかの貢献をしていることが多く、狭義の博覧会・共進会の推進者や特許発明関係の貢献者との間に一線を画することは、それ程容易なことではなかったからである。

つまり我々は、授章理由文中「共進(品評)会ヲ開キ…

71) 例えば先の臥雲には藍綬が、また磯崎には緑綬褒章が授与されている。また内国博の審査官をも勤めた山辺丈夫(大阪紡)や斎藤恒三(三重紡)には緑綬が贈られたのに対し、武藤山治(鐘紡)や菊池恭三(日紡)には藍綬が与えられている。

72) 褒章条例は明治14年に制定され、緑綬の場合には、23年の改正に際して「実業ニ精励シ衆民ノ模範タルヘキ者」が加えられた。また藍綬の場合には、27年の改正時に「発明改良、……、農商工業ノ発達ニ関シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者」と陽表的に規定されたが、臥雲のようにそれ以前(15年)でも発明の功によって表彰されることはあつた。なお褒章は、原則として生存者を対象(追章なし)としていたから、特に発明・特許の場合、多少顕彰の機会を失することもあつたと思われる。

第3表 博覧会・共進会・発明関係褒章受章者数

	総数	産業関係	内国博覧会	共進会関係	発明関係
緑綬褒章	476	383	(0)	(62)	(25)
藍綬褒章	897	631	(124)	(35)	(10)
合計	1,373	1,014	(124)	(97)	(35)

注 1) 明治15年より昭和2年までを対象。

2) 産業関係以下の内数は、筆者が授章理由文より判断し数えたもの(延べ数)。但し発明関係は、帝国発明協会より表彰をうけたものに限定。

3) 産業関係には、金融関係者を含まず。

資料出所：総理府賞勲局(編)『紅・緑・藍綬褒章名鑑 自明治15年至昭和29年』総理府、昭和55年。

…」などと陽表的に言及している場合にのみ、共進会関係の功勞者としてとりあげることとする。従って実際には、同業組合長などとして積極的に共進会や品評会を開いたことが知られていても、その授章理由が単に同業組合活動に対する貢献などとなっていれば<sup>73)</sup>、当然我々は黙過せざるをえない。その意味でこの判定法は、ある程度過小評価につながるであろうことを、十分念頭においておきたい。

他方特許発明関係の場合には、授章理由文中「…ヲ発明改良シ」と在っても、それが一般的な努力なのかあるいは特定の貢献があったのか、さらにはまたその発明改良の重要性がどの程度のものであったのかが皆目不明なため、我々は帝国発明協会が昭和2年に顕彰した過去の主要な特許および発明家の一覽表掲載者にして且つ褒章受章者を<sup>74)</sup>、特許発明関係の功勞者として採用した。同表には、明治期の主要な発明・特許は大部分網羅されていると考えられ、従って授章理由文中に発明の文字はなくても特許発明関係者として捕捉されている代り、やゝ重要度の落ちる発明の場合には脱漏するという意味で、やはり多少過小評価になっているといえるかもしれない。

3. 以上のような手続きに基づき、我々は第3表のような結果をえた。そしてそこから直ちに明らかになることは、明治期に関する限り博覧会や共進会のもつ重要性は<sup>75)</sup>、特許発明活動などと比較して、はるかに大きなものであったということである。

73) 特に同業組合の創設者などの場合に、そうしたケースが多かったと思われる。例えば郡是の波多野鶴吉(明治29年・緑綬)などが、その典型例であったといつてよい。

74) 前掲『帝国発明家伝』(下)1000~20頁。但し明治42年の特許大会における4件も含む。

75) 共進会・品評会活動のゆえをもつての褒章授与は、大正6年頃で終りとなるが、それは共進会活動にとつても、明治期が相対的により重要であったことを含意しているとも、解されるのである。

ただしここで、内国博覧会の藍綬褒章受章者は、原則として同博覧会(含む政府主催・府県聯合共進会)の審査官などを経験した者に限られていたがゆえ、当然学識経験者や政府関係者(含む農商務技師)を多く含み、その顕彰の性格を若干異にしていた。すなわちそれは、積年の産業活動の実績に基づき各府県から上申されてくる他の受章者の場合とは異なり、中央政府の意向が強く反映した名誉職に対する褒賞の性格の濃いものであったからである。従ってここでの比較の対象からは、除外する方がより適切であるかもしれない。しかしそれでもなお、共進会関係者に対する顕彰数は、特許発明関係者のそれに比べ、はるかに大きかったことを我々は知ろう。

他方でまた、発明関係の褒章受章者を特定化するに当り、我々はその発明・特許が重要なものであることを条件としたが、それは受章者数を過少に導くやゝ強すぎる前提条件であったかもしれない。そこでいま、それを多少とも是正する意味で、基準を緩和し、必ずしも帝国発明協会の表彰を受けていなくとも、主たる褒章の授与理由が特許発明活動に関するものであれば、そこに加えることを考えてみてもよいであろう。

そのためにまず我々は、『特許制度70年史』と『発明50年史』に現われる発明家名をそれぞれ点検し、ガラ紡機の臥雲辰致や亜鉛華の茂木重次郎ら計8名を追加することが出来る。さらに『紅・緑・藍綬褒章名鑑』の授章理由文より判断し、明らかに特許発明活動のゆえをもつて受章したと思われる懐中時計の小林善兵衛や医療器械の野口健蔵ら12名も、この発明関係者グループに加えてもよいであろう。その結果、総計は55名にまで増大する<sup>76)</sup>。

しかしこうした補正をしてもなお、共進会関係の受章者数の方が、はるかに大きかったことが知られる。すなわち結論的にいえば、特許発明活動に比べ、博覧会・共進会活動の重要性は動かし難いものであったと考えてよいのである。なお共進会関係の褒章受章者には、ごく一部各地の共進会で審査員を勤めた人々も含まれてはいるものゝ、大多数は各地方にあって先進的な生産活動に従事し、積極的に共進会・品評会を開き、新しい技術や改良品種の普及指導に尽した人々であったことが、十分に銘記されなければならないのである<sup>77)</sup>。

76) 特許庁(編)『特許制度70年史』(発明協会 昭和30年)および前掲『発明50年史』。また総理府賞勲局(編)『紅・緑・藍綬褒章名鑑 自明治15年至昭和29年』(同局 昭和55年)。

77) 審査員としての功績によるものは、京都の金子

最後に我々は、本稿で得られたいくつかの結論とその含意を簡単に要約しておこう。まず第1に、明治期の技術発展にとって、1種の普及促進機関たる博覧会・共進会の制度は、発明活動などと比べ、はるかに大きな意義を有していたことが知られる。特に工業化の初期においては、先進技術の模倣や適応化が重要な意味をもち、その普及促進には博覧会・共進会活動がとりわけ大きな役割を果たしたのであった。

第2に、工業化の推進には、在来産業の発展やその輸出競争力の強化が不可欠であったが、博覧会・共進会活動は、競争的市場の形成を通じ、在来産業の品質改善や技術改良を促進することにより、その実現に大きく貢献したのであった。

第3には、博覧会・共進会制度そのものの全国各地への普及伝播もまた、著しく急速であったことが指摘されよう。特に中央政府は、わずかに触媒機能を果たしたにす

錦二など若干名にすぎず、他の90余名はいずれも各地(37県にわたる)の秀れた実業家や老農であった。詳しくは前掲『紅・緑・藍綬褒章名鑑』の授章理由文を参照のこと。

ぎず、そのイニシアティブはすぐさま地方政府の手に移り、同時並行的にまた政府から民間へと移行したのであった。なお共進会制度は全国各地で、同業組合や農会を組織するのに大きく貢献したが、程なく今度は逆にそれらが積極的に共進会や品評会を組織するに到ったことは、特筆に値しよう。

また第4に、殖産興業政策の一環として博覧会・共進会制度を捉える時、従来の研究結果とは異なり、その活動は明治前期よりもむしろ後期において、より活発であったことが指摘されなければならない。しかもまた現時点で利用可能な種々の資料によれば、東日本よりも西日本において、より積極的に展開されたことが知られるのである。

そして最後に、今後の研究方向としては、まず県レベルのより掘り下げた分析がなされなければならないとともに、博覧会・共進会の経済効果をより直接的に把握可能ならしめる理論的枠組もまた、検討されなければならないと考えられるのである。

(一橋大学経済研究所)

附表：明治中期における共進会・品評会の開催頻度とその規模

都府道県	開催数 総計(年当り)	開催日数 総計(会当り)	出品数 総計(会当り)	出品者数 総計(会当り)	縦覧者数 総計(会当り)
1 北海道	97( 6.93)	368( 3.79)	94379( 972.98)	47880( 493.61)	358229( 3693.08)
2 青森	67( 4.79)	344( 5.13)	92686(1383.37)	39421( 588.37)	511658( 7636.69)
3 岩手	29( 2.07)	239( 8.24)	28300( 975.86)	18684( 644.28)	133842( 4615.24)
4 宮城	27( 1.93)	382(14.15)	27369(1013.67)	22017( 815.44)	106670( 3950.74)
5 秋田	149(10.64)	707( 4.74)	105056( 705.07)	60481( 405.91)	283410( 1902.08)
6 山形	66( 4.71)	430( 6.52)	31622( 479.12)	22141( 335.47)	192188( 2911.94)
7 福島	228(16.29)	1106( 4.85)	66742( 292.73)	42544( 186.61)	425044( 1864.23)
8 茨城	74( 5.29)	710( 9.59)	32527( 439.55)	24617( 332.66)	139079( 1879.45)
9 栃木	32( 2.29)	181( 5.66)	38519(1203.72)	33284(1040.12)	262368( 8199.00)
10 群馬	69( 4.93)	394( 5.71)	18785( 272.25)	13710( 198.70)	294715( 4271.23)
11 埼玉	88( 6.29)	566( 6.43)	35247( 400.53)	30161( 342.74)	293838( 3339.07)
12 千葉	61( 4.36)	423( 6.93)	32026( 525.02)	26872( 440.52)	129055( 2115.66)
13 東京	77( 5.50)	1593(20.69)	210113(2728.74)	39318( 510.62)	1098774(14269.79)
14 神奈川	68( 4.86)	463( 6.81)	48656( 715.53)	26165( 384.78)	199115( 2928.16)
15 新潟	247(17.64)	895( 3.62)	93953( 380.38)	56894( 230.34)	510415( 2066.46)
16 富山	35( 2.50)	248( 7.09)	57482(1642.34)	13064( 373.26)	237807( 6794.49)
17 石川	35( 2.50)	305( 8.71)	66200(1891.43)	42610(1217.43)	351622(10046.34)
18 福井	59( 4.21)	292( 4.95)	33475( 567.37)	22944( 388.88)	186732( 3164.95)
19 山梨	21( 1.50)	308(14.67)	16254( 774.00)	12546( 597.43)	192672( 9174.86)
20 長野	57( 4.07)	295( 5.18)	56527( 991.70)	38197( 670.12)	583378(10234.70)
21 岐阜	65( 4.64)	364( 5.60)	51042( 785.26)	27160( 417.85)	286699( 4410.75)
22 静岡	499(35.64)	4997(10.01)	139435( 279.43)	112126( 224.70)	344820( 691.02)
23 愛知	61( 4.36)	486( 7.97)	176343(2890.87)	45272( 742.16)	312439( 5121.95)
24 三重	180(12.86)	772( 4.29)	122620( 681.22)	55265( 307.03)	349621( 1942.34)
25 滋賀	319(22.79)	722( 2.26)	160235( 502.30)	108654( 340.61)	299893( 940.10)
26 京都	563(40.21)	2834( 5.03)	917243(1629.21)	155476( 276.16)	1914195( 3399.99)
27 大阪	123( 8.79)	941( 7.65)	193326(1571.76)	53268( 433.07)	542482( 4410.42)
28 兵庫	162(11.57)	680( 4.20)	49057( 302.82)	38380( 236.91)	404485( 2496.82)
29 奈良	59( 4.21)	380( 6.44)	257265(4360.42)	63306(1072.98)	459846( 7794.00)
30 和歌山	40( 2.86)	137( 3.43)	12810( 320.25)	8402( 210.05)	87825( 2195.62)
31 鳥取	165(11.79)	1590( 9.64)	58923( 357.11)	40444( 245.12)	257378( 1559.87)
32 島根	224(16.00)	810( 3.62)	62102( 277.24)	44377( 198.11)	430780( 1923.12)
33 岡山	58( 4.14)	256( 4.41)	37418( 645.14)	23125( 398.71)	140475( 2421.98)
34 広島	94( 6.71)	566( 6.02)	77091( 820.12)	76819( 817.22)	361531( 3846.07)
35 山口	163(11.64)	674( 4.13)	68761( 421.85)	52798( 323.91)	385908( 2367.53)
36 徳島	29( 2.07)	161( 5.55)	18023( 621.48)	9864( 340.14)	110511( 3810.72)
37 香川	24( 1.71)	179( 7.46)	21847( 910.29)	12275( 511.46)	101822( 4242.58)
38 愛媛	31( 2.21)	253( 8.16)	26078( 841.23)	18183( 586.55)	194990( 6290.00)
39 高知	10( 0.71)	135(13.50)	14018(1401.80)	8562( 856.20)	81051( 8105.10)
40 福岡	330(23.57)	1595( 4.83)	221030( 669.79)	118798( 359.99)	619885( 1878.44)
41 佐賀	61( 4.36)	483( 7.92)	46217( 757.66)	33009( 541.13)	252351( 4136.90)
42 長崎	59( 4.21)	421( 7.14)	85415(1447.71)	68682(1164.10)	280346( 4751.63)
43 熊本	174(12.43)	977( 5.61)	68829( 395.57)	47112( 270.76)	199859( 1148.61)
44 大分	153(10.93)	898( 5.87)	126375( 825.98)	97005( 634.02)	804480( 5258.04)
45 宮崎	129( 9.21)	461( 3.57)	83790( 649.53)	70432( 545.98)	332799( 2579.84)
46 鹿児島	145(10.36)	775( 5.34)	74959( 516.96)	66544( 458.92)	269616( 1859.42)
47 沖縄	28( 2.00)	300(10.71)	20605( 735.89)	17017( 607.75)	185960( 6641.43)
全 国	5534(395.29)	33096( 5.98)	4376775( 790.89)	2105907( 380.54)	16502658( 2982.05)

注 1) 明治18年より31年までを対象。

2) 地方博のほか、競進会・競優会・物産会など類似の名称のものをも含む、但し政府主催の博覧会・共進会は含まず。

3) 八王子、奈良など県境変更の場合も、調整せず旧県名(原表)のまま採録。

4) 欠損値の補充法は、本文脚注35)を参照のこと。

資料出所：明治18年は、『農商務省第5回報告』。19年～31年は、『農商務統計表』(第2次～第15次、但し第4、9次は除く)。